

磐田市物品製造等競争契約入札心得（平成23年3月24日告示第56号）

最終改正:令和7年11月6日告示第332号

改正内容:令和7年11月6日告示第332号〔令和8年1月5日〕

○磐田市物品製造等競争契約入札心得

平成23年3月24日告示第56号

改正

平成24年3月14日告示第58号

平成26年3月24日告示第48号

平成29年2月14日告示第18号

令和7年11月6日告示第332号

磐田市物品製造等競争契約入札心得

（趣旨）

第1条 この告示は、物品の製造、購入、修繕若しくは売払い、業務委託（建設業関連業務を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）又は役務の提供の契約について、市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の遵守事項その他入札に必要な事項を定めるものとする。

（入札保証金）

第2条 磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号。以下「契約規則」という。）第15条及び第16条の規定による入札保証金の有無は、入札公告又は指名通知により通知するものとする。

（入札の基本的事項）

第3条 入札参加者は、品目書、仕様書及びその他契約締結に必要な条件（以下「品目書等」という。）を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、品目書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行が完了するまでは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出を行うものとする。

（1）入札書による入札（以下「紙入札」という。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める届出

ア 入札執行前 入札辞退届（様式第1号）を直接持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送（入札日の前日までに到達するものに限り。）することによる届出

イ 入札執行中 入札箱に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を投入することによる届出

（2）電子入札（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）による入札（以下「電子入札」という。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める届出

ア 入札締切日時前 電子入札システムによる入札辞退の届出又は発注者の承諾を得た紙入札の入札辞退届による届出

イ 入札締切日時後 開札時間前までにやむを得ないと認められる理由により辞退する場合は、電子入札システムによる参加資格喪失の届出又は参加資格喪失届（様式第2号）による届出

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第6条 入札書又は見積書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に規定する場合を除き、入札書（様式第3号）又は見積書（様式第4号）により作成し、封印の上、表面に「番号、何々入札書（見積書）在中」と明記し、表面又は裏面に入札者の住所及び氏名を記載し、公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札書又は見積書は、入札執行者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便又は信書便法第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が定めるものをもって提出することができる。この場合において、入札書又は見積書は二重封筒の上、表封筒に入札書在中の旨を朱書き、中封筒の表面に「番号、何々入札書（見積書）在中」と明記し、表面又は裏面に入札者の住所及び氏名を記載して、入札執行者あての親展で提出しなければならない。

3 前項の入札書又は見積書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第8条 入札執行者は、指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が1人の場合には、入札の執行を取りやめるものとする。

2 入札執行者は、入札参加者の談合又は不穏の行動により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 3 入札執行者は、開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。
- 4 指名競争入札の場合において、入札者が1人のときは、開札しない。ただし、指名競争入札以外の入札の場合は、この限りでない。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札による入札の場合であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせないことができる。

(入札の無効)

第10条 入札を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人の入札
- (4) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認める者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札の決定)

第11条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第10条第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第13条 前条の規定により再度入札を行う場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじを行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務の関係職員以外の職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第15条 開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第16条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書(契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下同じ。)を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された落札者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

4 第1項にかかわらず、磐田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年磐田市条例第59号)第2条又は第3条に規定する契約の場合は、その議決があった後に契約を締結するものとする。

(契約書作成の省略)

第17条 契約書の作成を省略する場合で、請書を徴するときは、前条の規定を準用する。

(契約の確定)

第18条 契約書を作成する契約は、契約当事者双方が記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をしたときに当該契約が確定するものとする。

(契約保証金)

第19条 契約規則第32条の規定による契約保証金の有無は、入札公告又は指名通知により通知するものとする。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金(これに代わる担保を含む。)は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

(異議の申立て)

第21条 入札をした者は、入札後、この心得、品目書、仕様書、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第22条 この告示は、随意契約について準用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日告示第58号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第48号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月14日告示第18号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年11月6日告示第332号)

この告示は、令和8年1月5日から施行する。